

第十一号書式（第二十四条関係）（日本産業規格 A 列 4 番）（昭38運令12・全改、昭48
 運令57・昭50運令13・昭56運令12・昭58運令9・昭59運令18・平6運令12・平9運令78・平14
 国交令79・平15国交令27・平17国交令9・令元国交令20・令2国交令98・一部改正）

収 入
 印 紙

船長就退職等証明申請書

年 月 日

地方運輸局長 殿
 運輸監理部長

申請者氏名

現 住 所

船員手帳番号	第 号	申請者と船舶所有者との関係	
船舶所有者の住所及び氏名			
船舶番号、船名、総トン数及び主機の出力	第 号 丸 トン キロワット	航行区域又は従業制限及び従業区域	
		船舶の用途	
		海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号	第 号
就職年月日及び就職港 年 月 日 港			
変更年月日及びその内容	年 月 日	新	旧
退職年月日及び退職港 年 月 日 港			

記載心得

- 1 船舶所有者の住所及び氏名欄は、申請者が船舶所有者であるときは、記載することを要しない。
- 2 就職について証明を申請するときは、変更及び退職に関する欄は、斜線を引くこと。
- 3 変更について証明を申請するときは、船舶番号、船名、総トン数及び主機の出力欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄並びに船舶の用途欄は、変更前のものを記載し、退職に関する欄は、斜線を引くこと。
- 4 国際トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあつては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 5 退職について証明を申請するときは、変更に関する欄は、斜線を引くこと。
- 6 その他の事項については、雇入（雇止）届出書及び雇入契約変更（更新）届出書の記載心得を参照すること。